⑹　平成21年度又は平成22年度の審査で合格し、既に平成23年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合には、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び追加申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑺　平成22年度までの受注資格を有している機関が引き続き申請する場合には、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑻　平成21年度又は平成22年度の審査で合格し、平成23年度に作業の範囲を拡げて、改めて申請する場合も、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑼　一般環境大気については平成20年３月に、土壌及び底質については、平成20年３月及び平成21年３月に調査マニュアルまたは調査測定マニュアルが改訂されている。排出ガス及び排出水については、平成20年１月にＪＩＳが改正されている。また、ＪＩＳの改正に伴い、ＪＩＳを準用している公共用水域及び地下水質についても測定方法が変更されている。さらに、その他の項目については、毒性等価係数の見直しにより、その取扱いが変更されている。申請に際しては、これら最新のマニュアル、ＪＩＳ及び毒性等価係数を用いることとする。ただし、今期審査においては、土壌及び底質については、平成21年３月に改訂する前のマニュアル（平成20年３月改訂）（以下「旧マニュアル」という。）に基づく提出書類も受け付けるが、受注した際には最新のマニュアル（以下「新マニュアル」という。）に基づいて測定することとなる。このため、対応する申請項目については、提出書類は新マニュアルか旧マニュアルのどちらかに統一するとともに、それを明記すること。

⑽　「食事試料」を申請項目とする場合については、⑿の「注意事項」を参照すること。

⑾　各種マニュアルやＪＩＳにない測定方法を採用する場合については、⑿の「注意事項」を参照すること。

⑿　提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成23年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第２　生物検定法に関する審査

１．審査の申請

平成23年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、生物検定法による測定により受注を希望する機関は、下記２.⑴から⑺で定める書類（⑷中、別表２－２の「２－５－１」を除く。）を下記「第４　共通事項」の１．の期間中に９．まで提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び燃え殻」とする。なお、既に平成23年度の受注資格を付与された機関は、当該項目については、改めて申請する必要はない。

また、以下⑴～⑶の条件を満たす機関のみ生物検定法に係る本審査を申請できるものとする。

⑴　教育及び訓練（技術提供元によるトレーニング受講証明書及びクロスチェックの結果等）に関する記録を持っていること。

⑵　当該申請項目に関して、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の一貫分析機関の受注資格で平成23年度に有効なものを申請時点で既に保有しているか、又は、平成23年度の同資格を申請する機関であること。（なお、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の受注資格が認められなかった申請項目については、生物検定法の受注資格は認められない。）

⑶　相当数の業務実績があること。

また、提出書類の受理後、初期審査を行い、合格した機関については、模擬試料（抽出液）を配付して、分析を行った結果について別表２－２の「２－５－１」の品質保証・品質管理結果報告書の提出を求める。模擬試料の配付日は平成22年11月９日、品質保証・品質管理結果報告書の提出期限は平成22年11月19日とする（提出期限の当日消印有効）。提出先は「第４　共通事項」９．のとおりとする。なお、初期審査の合否の連絡については、模擬試料の配付をもって代えることとする。

２．提出書類及び注意事項

⑴　申請書（様式１）

⑵　申請項目及び作業（別表１－２）

⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

⑷　別表２－２の審査用資料（資料には作成日を記述すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。また、必要に応じ追加資料の提出要請又はヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

⑸　平成22年度の審査で合格し、既に平成23年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合には、別表２－２の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－９、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び追加申請項目に係る「１－２－３」を項目ごとに提出すること。

⑹　平成22年度までの受注資格を有している機関が、引き続き申請する場合には、別表２－２の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－９、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑺　平成22年度の審査で合格し、既に平成23年度の受注資格を有している機関が測定方法（平成17年環境省告示第92号の測定方法）を追加申請する場合には、別表２－２の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－９、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」及び追加申請の方法に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑻　申請対象となる作業の範囲は、一貫分析機関のみとする。

⑼　平成22年３月に排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法マニュアル（生物検定法）を改訂したため、申請に際しては、最新のマニュアル（平成22年３月改訂）（以下「新マニュアル」という。）を用いることとする。ただし、今期審査においては、平成22年３月に改訂する前のマニュアル（平成20年３月改訂）（以下「旧マニュアル」という。）に基づく提出書類も受け付けるが、受注した際には最新のマニュアル（以下「新マニュアル」という。）に基づいて測定することとなる。このため、対応する申請項目については、提出書類は新マニュアルか旧マニュアルのどちらかに統一するとともに、それを明記すること。

⑽　提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成23年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第３　ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に関する審査

１．審査の申請

平成23年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）による測定により受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑷で定める書類を下記「第４　共通事項」の１．の期間中に９．まで提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び燃え殻」、「土壌」とする。（今期審査では、ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）の「底質」は審査対象に含めない。